取組3

# 特別な支援を必要とする生徒への就労支援の充実

【担当所属:特別支援教育室 高校教育課 労働政策課】

## 1 現状

## (1) 特別支援学校

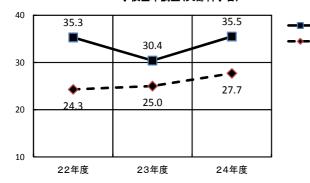
依然として厳しい経済環境の中で、企業等への就労や就業体験実習先の確保が難しい状況にあります。 一方で、民間企業の法定雇用率については、平成25年4月1日から引き上げられ、障害者雇用の対象となる企業が拡大されました。

群馬労働局による平成25年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果では、県内の民間企業における障害者の実雇用率は1.73%であり、法定雇用率2.0%を下回り、法定雇用率達成企業の割合も48.1%と、未達成企業が過半数となっています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成30年度からは新たに精神障害者が雇用義務の対象に加えられ、法定雇用率の更なる引上げも見込まれています。

こうした状況の中、本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率(民間企業等への就職率)は、就労支援員による就業体験先の新規開拓等により、毎年30%以上を維持しており、全国的に見ても高い数値となっています。しかし、職業学科において一般就労に至らない生徒もおり、就労意欲を高めたり、就労に必要な技能を身に付ける指導を充実させることが必要です。本県の障害者雇用をより一層促進する観点からも、新たな職域開拓、企業等に対する理解啓発等に取り組むとともに、流通、介護分野への職域の拡大に努めるなど、関係部局が連携し、高等部生徒に対する一般就労への支援を推進しています。

## 特別支援学校高等部卒業生の就職率(%) 学校基本調査(文部科学省)





就業体験 (スーパーでの商品の陳列)

## (2) 高等学校

県立高校に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする生徒の就労について、適性に合った就労先を見つけるため、各高校が就労支援機関等に相談しながら、一人ひとりの生徒に合った指導を行っています。

#### 2 課題

- (1) 一般就労(民間企業等への就職) につながる技能や意欲を一層向上させること
- (2) 関係部局、関係機関の連携強化による一般就労につながる取組を一層推進すること
- (3) 特別な支援を必要とする生徒の就労へ向けて、企業・地域等への理解を進める取組を充実させること
- (4) 各地域において、地方自治体や企業での就業体験を充実させる学校の取組を一層推進すること

## 3 取組の方向

- (1) 特別支援学校
- ① 特別支援学校高等部において、生徒及び保護者への進路指導の機会を拡充し、進学や就労への意識を高めます。
- ② 一般就労率を高めることができるよう、関係 部局・関係機関の連携を強化して、企業の理解 を深めます。
- ③ 地域における生徒の就労支援体制を拡充するため、関係機関との連携を強化します。
- ④ 新たな職域を広げるため、高等部における新 しいコースの設置等について研究します。
- (2) 高等学校

高校に在籍する特別な支援を必要とする生徒 の就労について、特別支援学校高等部や関係機 関と連携し、進路指導を充実します。

## 4 主な取組内容

- (1) 特別支援学校
- ① 生徒及びその家族が、生徒の卒業後の進路に 対する意識を早い段階から高められるよう、高 等部1年生の時から企業関係者や関係機関の協 力を得ながら、進路指導の充実に努めます。

#### 【取組1再掲】

- ② 生徒の特性や職業教育、就業体験について、 企業関係者の理解を深めるための取組を推進し ます。【取組1再掲】
- ③ 関係機関の協力を得ながら、地域の自治体や 企業への働きかけを強化し、身近な地域におい て生徒が就業体験しやすい環境を整備します。

#### 【取組1再掲】

- ④ 在学中からの就労支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターの利用登録を在学中から推進するなど、関係機関の支援を積極的に取り込んでいきます。
- ⑤ 新たな職域開拓を目指して、福祉・サービス 等の職業教育を充実させ、専門コースや専攻科 (※1)の設置を研究します。
- ⑥ 関係機関と連携し、特別支援学校卒業生の相談支援を充実させフォローアップを進めます。
- (2) 高等学校
- ① 特別な支援を必要とする生徒の進路希望、適 性等を十分に把握した上で、高校と特別支援学 校の進路指導担当者が協力して就労を進めま す
- ② 特別な支援を必要とする生徒について個別の 指導計画、個別の教育支援計画を作成し、授業 や進路指導の充実を図ります。

#### 5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 県立特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	35.5% (H24)	40%
	(全国の平均27.7%)	
(2) 就労支援員の就業体験先の新規開拓件数	228件 (H24)	300件
(3) 介護人材育成研修会参加生徒数(年間の延べ人数)	72名	90名

## 6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 一般就労を目指していくためのはじめの一歩として、特別支援学校高等部の低学年の生徒を中心に、 県庁で職場体験を実施することにより、早い時期から生徒の就労意欲を高めています。
- (2) 新規就業や再就職が困難となっている障害者に対し、各地域の障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校と連携し、求人及び職場実習先の開拓を行っています。
- (3) 企業が障害者雇用の取組を進めるきっかけづくりとして、企業の経営者、人事担当者を対象に、障害者雇用の具体的な実例紹介等を行うセミナーを開催し、企業側の障害者雇用への理解を促進しています。 (以上、労働政策課)
- ※1 専攻科:高等学校、特別支援学校高等部等を卒業した者に、専門分野を深めるために設置されるもので、その修業年限は1年以上となっています。